『くまとり世間遺産』認定候補　募集要項

１．『くまとり世間遺産』の認定主旨および定義（選考基準）

認定主旨：『くまとり世間遺産』は、熊取町という地理的・文化的な範囲の設定と、そこにある人、もの、風景に対して唯一無二という観点から後世に受け継いでいきたい「遺産」の価値を見出す活動です。

そして、この活動から、町民がより一層「わが町を愛し」、他の地域の人々が「訪れてみたい地」にすることを目指しています。

定義：以下の項目を掲げます。認定の際は、これらの項目に照らし合わせて、『くまとり世間遺産』としてふさわしいかを判断します。

①熊取町域に所在する人、もの、風景であること

②その人、もの、風景に関し、所有者若しくは本人の了承が得られ、公表ができること

③文化財指定等により、公的にその価値が認められていないこと

④未来に語り継ぎたいと思わせる価値を持つこと

⑤個人の思想等を表現・主張するための「作品」でないこと

⑥他者の共存を否定する等の反社会的なものでないこと

２．認定候補（第１次）募集について

１）主催　　　くまとりにぎわい観光協会

２）募集期間　令和２年７月１日（水）～１０月３１日（土）

３）応募方法　認定推薦書に必要事項を記入の上、紙またはデータでくまとりにぎわい観光

協会事務局に提出してください。

メールまたはFAXでも受付いたします

認定推薦書の様式は、当観光協会のホームページからダウンロードできます

他薦・自薦は問いません

※同一推薦候補が応募された場合は、先着の推薦候補を優先します

４）推薦書の記入等

当観光協会のホームページに記載している「記入例」を参考にして、必要事

項を記入してください。不明な点やご質問がありましたら、お気軽に事務局

までお問合せください

５）推薦書の提出先、問い合わせ先

くまとりにぎわい観光協会　事務局

〒590-0403　大阪府泉南郡熊取町大久保中1-17-1　駅下にぎわい館

メールアドレス：kumatori-kankou@office.eonet.ne.jp

TEL：072-451-257２

FAX：072-451-257１

３．『くまとり世間遺産』の認定及び取り扱いについて

推薦いただいた遺産候補は、当観光協会役員会で認定基準に沿って選考し認定いたします。

１）認定予定日　令和２年１１月下旬予定

２）認定基準　　以下の１項目あたり５段階（高評価の場合は５、低評価の場合は１）で評

価します。（満点１００点）

申請の内容を総合的に審査して、評価点の合計が６０点以上と評価される

作品を『くまとり世間遺産』として認定します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 評価の視点 | 掛け率 | 評価点 |
| １．定義 | ・定義に合致していること | ８ | ４０ |
| ２．熊取らしさ | ・他の市町村では見られないもの  ・熊取町のイメージアップ・PRにつながるもの | ６ | ３０ |
| ３．コンセプト | ・遺産候補に「言い伝え」や、まつわるストーリーがあるもの | ４ | ２０ |
| ４．地域性 | ・地域で愛され、継承されてきたもの  ・地域住民に認知され、地域を象徴するもの | ２ | １０ |
| 合計 |  |  | １００点満点 |

３）発表方法　　当観光協会のホームページに掲載により発表予定

　　　　　　　　推薦者に対しては、メールまたは郵送で通知いたします

　　　　　　　　令和３年度くまとりにぎわい観光協会総会にて表彰式を行う予定です

４）認定遺産の取り扱い

　　　　　　　　・証書・記念品は所有者等に贈呈します

　　　　　　　　・推薦者には「くまとり世間遺産マイスター」として記念品を贈呈し、今

後とも「くまとり世間遺産」の普及活動に寄与していただきます

　　　　　　　　・認定遺産に対する保存や保全についての規制や義務は設けません

　　　　　　　　・認定遺産については、当協会のFacebook等SNSや動画（Youtube

等）で広く周知いたします。

　　　　　　　　・くまとりにぎわい観光協会が主催する「町の史跡等ミニツアー」や「有

料ガイドツアー」等の行程内に組み込み、広く周知していきます

　　　　　　　　・関係者が互いに自慢し合い、交流できるような催しを設けます